

平成 28 年 5 月 10 日

第 5 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成28年第5回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年5月10日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町北里 木魂館大会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1番	高村 夏規
委 員	2番	北里 千尋
	3番	北里 隆泰
	4番	安武 聖
	5番	佐藤 仲子
	6番	宮崎 博美
	7番	石松 丈多郎
	8番	阿南 美穂
	9番	明里 孝良
	10番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
（関係委員 9番 明里委員）

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
（関係委員 10番 松岡委員）

第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
（関係委員 7番 石松委員）

第5 議案第2号番号 農地利用状況調査による非農地通知について

- 第 6 議案第 3 号 小国町賃借料情報について
- 第 7 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出書

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄
事務局係長 穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から平成 28 年第 5 回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は 11 名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議 長 　　これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 　　それでは、議事録署名委員は、4 番 安武 聖委員 7 番 石松丈多郎委員にお願いいたします。
　　なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります

議 長 　　次に、日程第 2 議案第 1 号番号 1 「農地法第 3 条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案集をお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成 28 年 5 月 10 日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号 1 農地 西里字田平 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,375 m² 権利の種類 3 条の有償移転 当事者については、議案集のとおりです。参考として、資料をご覧ください。3 ページに作付作物、面積について記載してあります、4 ページに世帯員等について記載しております。5 ページに権利取得後の農地の面積が記載されております。6 ページに周辺地域との関係、役割分担について記載されております。特に今回は 9 ページを見ていただきたいのですが、書類審査の段階で、譲受人につきましては、営農計画書提出を求めました。隣接者との話し合いにより申請地を譲り受け、農地として利用管理したいとのことでした。本年度は土壌づくりを行い、来年度から作付をしたいとのことです。土地の情報については、裏面に登記簿謄本が付けてあります。場所についてはゼンリンの地図が 11 ページに、字図が 12 ページにございます。現場の状況は、15 ページに写真をつけております。状況としては、少し荒れておりまして、これから営農計画書のとおり周辺農地と同じようにしていくとのことです。事務局からは以上です。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の明里委員から報告をお願いします。

9 番

先日、事務局の二人と佐藤委員と現地の確認に行ってきました。この土地は、写真で分かる通り、20 年近く耕作をされておられませんので、大変荒れた状態となっております。譲受人から営農計画書も提出されておりますので、これから先、ちゃんとしていくものと思われまます。また、後継者の方もおられますので、やっていけると思います。皆様の慎重な審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番

1 筆ですが、何枚ありますか。

事務局長 写真を見ていただきたいと思います。段々に3枚あります。周辺は、譲受人の農地です。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年5月10日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号2 8筆あります。田が6筆 6,786㎡、畑が2筆 282㎡です。権利の種類 3条の無償移転で親子間の贈与でございます。当事者については、議案集のとおりです。参考として、資料をご覧ください。17ページからです。18ページに田畑の状況が乗っております。20ページに作付作物、面積、農機具の情報について記載してあります、21ページ、経営面積9,223㎡と記載しております。31ページに登記簿謄本が付けてあります。位置関係についてはゼンリンの地図が39ページに、字図が40・41ページにございます。確認書は、42ページにつけてあります。43ページ以降に写真をつけてあります。事務局からは以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10番 先日、事務局の二人と北里委員と現地の確認に行ってきました。この土地は、息子さんに農地を譲るということで、以

前から息子さんも一緒に農業をしております、農地も家の周辺ですので、管理等についても、何の問題もないと思います。皆様の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第4 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年5月10日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号3 土地の所在につきましては、黒淵の犬防田でございます。3条の有償移転でございます、この件につきましては、3月の農業委員会で審議した案件の土地の残りの部分でございます。当事者については、以下のとおりです。資料としましては、47ページからご覧ください。関連書類としては、以前審議していただいた部分とほぼ同じです。説明はポイントのみにいたします。53ページに土地の登記簿がありますが、前回議案としてあげなかった経緯として、法人プラス数人の個人の持ち分がありまして、8人の印鑑をもらって1人の方に名義を変えたということで、その経緯が登記簿でわかると思います。抵当権については、前回と同じではありません。この部分は関係ありません。60ページ、今回の申請地の土地所在

図です。周辺については、3条により農業委員会の許可が下りている部分です。63ページに、椎茸と薬草の10aあたりの単価と粗収益、生産費、収益を試算させたもの、作付管理計画を提出していただいております。64ページに作付作物、面積、農機具の情報について記載してあります、63ページの営農計画書の根拠について、65ページの椎茸収支計画に記載しております。確認書は、66ページにつけております。この部分については、第1種農地として農振・農用地という部分であります。現場のほうはすでに森林化しております。一体として3条による移転を前持主から話があつておりました。椎茸栽培使える範囲で取得したいとで、今回この部分が上がっております。事務局からは以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

7 番 　　先日、事務局の二人と高村委員と栗原さんと現地の確認に行ってきました。この土地は、写真で見ると、杉の木が植わっています。何も問題はないと思います。皆様の慎重な審議をよろしく願います。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 　　それでは採決いたします。議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 　　全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第5 議案第2号 「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第2号 非農地通知書(案)について。小国町大字西里 梅田善惟さんの所有する土地所在は西里字近道 1719 番地と 1720 番地、いずれも田です。現況が山林となっており、20 年生のクヌギが植えられています。現況が山林化しているため、今回農業委員会から非農地通知書を発行し、登記簿地目の変更を行うよう要請し、併せて農地基本台帳を整理し、関係機関等に農地に該当しない旨通知するものです。事務局からは以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の明里委員から報告をお願いします。

9 番 先日、事務局の二人と佐藤委員と現地の確認に行ってきました。この土地は、写真でわかるように、現況はクヌギの木が植わっていて、20 年近くになります。農地として不適格だ思われます。皆様の慎重な審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 字「近道」は、鯛田の真向かいですか。

事務局長 そうです。

3 番 資料7ページの地図の現状、ブルーのところは何ですか。

事務局長 不作付地です。

3 番 現地は、農地として利用できる場所はなかったと記憶があります。

2 番 将来的にこの田は売買とのことだが、農振地で簡単に行くのでしょうか。

事務局長 開発行為は簡単ではないが、所有権を変えるだけならできると思います。

10 番 不作付地は、将来的に農地に戻せる状態か。有効利用を考えて、山林化してもいいのですか。

事務局長 すでに山になっていて農振・農用地にかかっているところは、いくつもあります。平成25年に閣議決定されているもので、農業委員会が現地を確認して、法律上は現況主義が農業委員会にはあります。

1 番 こういう方法でやって、将来こういう申請があったらやっていくべきだと思います。

3 番 昨年の暮れ、農地の状況調査をしました。今回のように、農地をはずすことができれば、荒廃地は周知をしながら非農地としての証明をしていかなければいけないと思います。

事務局長 昨年の調査をもとに、非農地化をやっていきたい。

議長 手続きはこれでいいのですか。

事務局長 はい。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に日程第6の議案第3号「小国町賃借料情報について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 小国町賃借料情報です。平成27年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準が記載されております。この情報が、小国町における賃貸借料の平均値であり、賃貸料の目安となるものです。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

6 番 平均額が出ているが、同じ田でもこれに当てはまらないところもあるが。

事務局長 参考値ということで、いろいろあると思います。

2 番 田の貸し借りをするとき、最高額などの査定があるのですか。

事務局長 積算の根拠は、上田・中田・小田というのがあった。Aという土地の良さで決めたものではない。農業委員会に相場を聞きに来る人もいます。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

議 長 次は日程第7の議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用計画の決定について意見を求める。平成28年5月10日提出でございます。土地の情報については番号1から説明します、

まず、1番 黒淵竹石1111番地1ほか2筆。地目は田3筆で4,692㎡です。

利用権設定については、新規になります。水田として利用し、期間は3年、3筆全部で300キロの賃借料です。

次に番号2の説明をいたします。黒淵山角2452番地 1,650㎡、こちらも新規となっています。水田として利用し、期間は5年、1筆当たり120kgの物納となっています。以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10番

所有者の河津初義さんは亡くなっていますよね。

事務局長

そうです。

10番

登記は、早くしたほうがいい。事務局からも指導を。

事務局長

農地台帳を整備するためにも、指導していきます。

10番

相続は、早くしたほうがいい。事務局からも指導を。

事務局長

農地台帳を整備するためにも、指導していきます。

議長

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたし

ました。

議 長 次に日程第8 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出書について」、事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告第1号 使用貸借権の合意解書が提出されております。貸主と借主は親子です。経営移譲年金をもらっていた関係です。貸主である父親が亡くなったことによる解約することになりました。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第5回総会を閉会致します。

平成28年第5回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

7 番